

■オフィス移転の行政手続き

| 手続き先 | 手続き内容 | 窓口 | 添付書類 | 届出期限 | 備考 | |
|--------------|---|-------------------------------|--|--|--|--|
| 社会保険事務所 | 適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 | 移転前社会保険事務所 | | 5日以内 | | |
| 法務局 (登記所) | ①本店移転 本店移転登記申請書 | 移転前所轄登記所 商業法人係 | 取締役会議事録 または 株主総会議事録 | 移転日から2週間以内 | 定款の変更 同一・類似商号の調査 商号の仮登記 | |
| | ②支店移転 支店移転登記申請書 | 移転前所轄登記所 商業法人係 | 取締役会議事録 | (本店所在地) 移転日から2週間以内 (支店所在地) 移転日から3週間以内 | まず本店所在地で登記し、 その後支店所在地で登記 同一・類似商号の調査 | |
| 税務署 | ①事業年度、納税地 その他の変更異動届出書 | 移転後・移転前 納税地所轄税務署 | 移転手続き完了後の登記簿謄本 | 異動後遅滞なく | | |
| | ②給与支払い事業所等を開設・移転・廃止届出書 | 移転後・移転前 納税地所轄税務署 | 登記簿謄本または登記を要する事項にあっては、 変更の事実を証明出来る書類の写し | 移転日から1ヶ月以内 | | |
| 都道府県 税事務所 | 事業開始等申告書 | 移転前税務事務所 | 登記簿謄本 | 事業開始等の日から15日以内 | | |
| 公共職業安定所 | 事業主事業所各種変更届 | 移転後所轄事務所適用係 | | 変更のあった日から10日以内 | | |
| 労働基準監督署 | ①労働保険 名称・所在地等変更届 | ・同一管轄内での移転の場合、 その所轄監督署 | | 速やかに | | |
| | 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 | ・同一県内で管轄外への移転の場合、 移転後所轄監督署 | | 移転後保険関係が成立の日から50日以内 | | |
| | 労働保険関係成立書 | | | 移転後保険関係が成立した日の翌日から10日以内 | | |
| | ②労働基準法に関するもの適用事業報告(様式23号の2) その他就業規則(変更)届 時間外労働・休日労働に関する届出書 | 移転後所轄監督署へ新規として提出 | | | 移転後遅滞なく | |
| | ③安全衛生法に関するもの ・安全管理者選任報告 (様式第3号) ・衛生管理料選任報告 (様式第4号) ・産業医選任報告 (書式第4号) | 移転後所轄監督署へ新規として提出 | | | 移転後遅滞なく | |
| 警察署 | 車庫証明 | 移転後所轄警察署 | | | | |
| 郵便局 | 転居届 | 移転前受持ち郵便局 | | 転居判明後、速やかに | | |
| 消防署 | 防火管理者選任届 | 移転後所轄消防署予防課 | | 遅滞なく | | |
| 電話局 | ①電話架設申込み (既契約の電話の移設) ②電話架設申込み (新規申込み) ③旧ビルの電話撤去依頼 | 116番 | | 移転日が確定したら速やかに | 電話移転(番号変更)の案 内の申込み NTT以外の電話への連絡も 忘れずに | |